

ス対策等の健康確保に関する医師等専門家による相談も含めた雇用管理の改善等についての相談、セミナー等を実施する。

- (3) 介護分野の団体、事業者と行政との間で直接意見交換等検討の場を設け、その検討を踏まえ雇用管理の改善を進める参考となるモデルを作り、これを関係団体や事業主等に提供する。

(2) 介護労働者の雇用管理の改善を支援する助成金の活用促進

- (3) 事業主が採用、人的管理、健康診断等に係る雇用管理の改善を図るための事業を行った場合、その事業に要する費用の一部を助成する介護雇用管理助成金

(2) 雇用管理の改善のための相談、援助事業等の実施

- ① 介護需要の増大に伴い、今後介護関係業務を行う事業主がますます増加することが予想されるが、新たに介護関係業務を開始する事業主等の多くは雇用管理改善のノウハウが不足している実態にある。

そこで、次のとおり介護労働安定センターにおけるこれらの事業主に対する雇用管理に関する相談・援助機能や労働者に対する介護労働に関する相談・援助機能を強化する必要がある。

- ① 雇用管理に関する相談、援助業務等の基礎資料として介護関係業務に従事する労働者に係る賃金等の雇用管理の実態を業務内容ごと、地域ごとに把握し、必要な情報提供を行う。

- ② 事業主が採用、人的管理、健康診断等に係る雇用管理の改善を図るための事業を行った場合に、その事業に要する費用の一部について、又は、労働者に必要な教育訓練を受けさせ

- 象として必要な教育訓練若しくはキャリア・コンサルティング（以下「教育訓練等」という。）を受けさせ、又は有給教育訓練休暇を付与した場合、その教育訓練等に要する費用や教育訓練等に係る期間中の労働者の賃金の一部を助成する介護能力開発給付金

る等の場合に、その教育訓練に要する費用や期間中の賃金の一部について、介護雇用管理助成金により助成する。

- (3) 同種の状況にある複数の事業主に対しては、雇用管理等に関するセミナー等を開催する。

(3) |
その他

介護労働者法に基づく認定事業主並びに介護労働者に係る職業紹介事業者及びその団体については、介護労働者法に基づき独立行政法人雇用・能力開発機構が実施し、介護労働安定センターが窓口となつている債務保証制度の活用により、関係労働者の雇用管理の改善を図るための設備の設置、整備を促進するといった措置を講ずる。

また、肉体的に過重な負担がかかる介護労働者の介護負担を軽減するための機器等の開発及び普及並びに適切な方法による作業の実施を促進していく必要がある。

なお、職業紹介事業者に係る介護労働者の福祉の向上については、事業主に雇用される労働者以外の介護労働者に対する労災保険の特別加入制度や健康診断の受診の促進等の施策を適切に実施していく必要がある。

さらに、福祉人材センターにおいて行われている社会福祉事業従事者の確保等のための就業の援助等の施策との連携、協力を図る。

2 介護労働者の能力の開発及び向上

介護労働者がその能力を發揮して働くことができ、かつ事業主

2 介護労働者の能力の開発及び向上

介護分野の労働力の確保と良好な雇用機会の創出を促進してい

が良質な介護分野の労働者を十分に力の確保できるようにと良好な雇用機会の創出を促進していくために、事業主の行う雇用管理の改善のための取組を支援していくこと併せて介護労働者の能力の開発及び向上を図るために、

力の開発及び向上を図る必要がある。このため、以下の施策を推進する。

(1) 介護労働安定センター等による介護労働者の能力開発

今般の介護保険制度の見直しにおいて、介護職員については、資格要件の観点からは、将来的には介護福祉士を基本とすべきであり、これを前提に、現任者の研修についても、実務経験に応じた段階的な技術向上が図れるよう、体系的な見直しを進めていく必要があるとの方向が示されたところである。

こうした状況も踏まえ、介護労働安定センターにおいては、離転職者等の早期再就職の促進、並びに介護に携わる人材の専門性の確立を重視する観点から、効率的かつ効果的に介護労働者の能力開発を行う。その際、民間教育訓練機関の積極的活用についても配慮を行う。

また、公共職業訓練では、民間教育訓練機関等を活用した委託訓練等により、介護分野における人材需要に対応した育成対策を推進する。

(2) 介護・福祉関係の教育訓練講座等の指定

雇用保険の教育訓練給付についても、介護・福祉関係の教育訓練講座等を指定し、介護分野の雇用の安定と就職の促進を図つて行く必要がある。

くために、事業主の行う雇用管理の改善のための取組を支援していくこと併せて介護労働者の能力の開発及び向上を図るために、以下の施策を推進する。

(1) 介護労働安定センターにおける教育訓練の実施

介護労働安定センターは、介護労働者法に基づき、離転職者等に対し介護関係業務に必要な知識及び技能を習得させるための教育訓練を幅広く行っていく必要がある。

この教育訓練の内容については、介護保険制度の下で中心的な役割を果たすホームヘルパー2級の養成を中心とするとともに、今後介護関係業務の高度化、多様化が見込まれる中で、ケアマネジャーの準備講習の積極的実施等、介護技術面の高度化、多様化を図っていく必要がある。この場合、教育訓練が実際の就業に結びつくよう配慮していく必要がある。

(2) 公共職業能力開発施設における職業訓練の実施等

公共職業能力開発施設においては、ホームヘルパー1級の養成を中心により高度な介護関係の職業訓練を実施し、介護分野における人材需要に対応した育成対策を推進する。

また、雇用保険の教育訓練給付においても、通信・通学制のホームヘルパー養成講座や介護福祉士受験対策講座等を指定し、介護分野の雇用の安定と就職の促進を図つていく必要がある。

介護分野の労働力の確保と良好な雇用機会の創出を促進していくためには、事業主による雇用管理の改善等を促進し、職場を魅力あるものとする一方で、求人・求職を結合させる機能を整備、強化する必要がある。

特に介護分野は、今後成長が期待される分野として、若年労働力が確実に減少していく中で他業種からの離転職者等の雇用機会として期待が高まっている。

介護分野における労働力需給調整機関については、公共職業安定所のみならず、民間の職業紹介事業者や福祉人材センター等も一定の役割を果たしているが、今後このような状況に対応した的確な労働力需給調整が行えるよう、その機能の整備、強化を図る。

(1) 公共職業安定所による労働力需給調整機能の強化

「福祉重点ハローワーク」において、情報提供、専門的な職業相談、職業紹介等により、介護分野における労働力需給調整機能の強化を図る。

また、福祉重点ハローワークを中心とした公共職業安定所と福祉人材センターとの情報交換を密にする等、今後その連携を強化する必要がある。

さらに、介護労働安定センターが介護分野の労働力の確保と良好な雇用機会の創出に資する諸施策を担うことを踏まえ、介護労働安定センターが介護分野の事業主の労働需要に関する情報報を福祉重点ハローワークに提供し、福祉重点ハローワークが求職者に介護労働安定センターの行う介護に係る教育訓練の受講指示を行う等その連携を強化し、迅速、的確な労働力需給調

整の実現を図ることが適当である。

(2) 民間の労働力需給調整機能の整備、強化

職業安定法（昭和二二年法律第一四一号）に基づく有料職業紹介事業については、介護サービスに關し、要介護高齢者のいる家庭、各種介護施設等のニーズに対応した労働力需給調整が期待される。

特に、介護保険制度の開始後は併せて請負事業の展開を図る職業紹介事業者が増加している。さらに、今後は労働者派遣事業の展開も予想される。このような中でそれぞれの業態の特徴をいかし、労働者の雇用管理改善を図りつつ効率的、効果的な労働力需給調整を促進していく必要がある。

(3) 高齢者による高齢者介護取組支援の実施

高齢者を介護労働者として活用するため、高齢者による互助的組織等による「高齢者による高齢者介護」の取組及びシルバーパートナーシップによる生活援助サービスを中心とした介護への取組を支援していく必要がある。

4 関係機関の連携

計画に掲げられた施策の効果的な実施を図るためにには、厚生労働省の設置のメリットをいかした雇用と福祉の一體的な施策の展開が必要不可欠である。

さらに、厚生労働省、都道府県労働局、公共職業安定所、都道府県、市町村、公共職業能力開発施設、介護労働安定センター、独立行政法人雇用・能力開発機構、福祉人材センター、福祉・医療関係の法人及び団体等がそれぞれの長所をいかしつつ、互いに

密接な連携を図っていくものとする。

第五 その他介護労働者の福祉の増進を図るために講じようとする

施策の基本となるべき事項

1 |

介護分野における労働力需給調整機能の整備

介護分野における適正かつ円滑な労働力の確保を図るため、引き続き、労働力需給調整機能の整備を図ることとする。

具体的には、「福祉重点ハローワーク」における情報提供、専門的な職業相談、職業紹介等を行うと共に、福祉重点ハローワークを中心とした公共職業安定所と福祉人材センターとの情報交換、「福祉重点ハローワーク」と介護労働安定センターとの情報交換を行う等、連携を図る。

また、民間の職業紹介事業者や労働者派遣事業者による効率的、効果的な労働力需給調整機能が、それぞれの業態の特徴をいかし、発揮されるようにしていくことが必要である。さらに、高齢者を介護労働者として活用するため、高齢者による互助的組織等による「高齢者による高齢者介護」の取組及びシルバー人材センターによる生活援助サービスを中心とした介護への取組を支援していく。

2 |

介護労働者の福祉の増進

介護労働者法に基づく認定事業主並びに介護労働者に係る職業紹介事業者及びその団体に対する債務保証制度の活用による関係労働者の雇用管理の改善を図るための設備の設置、整備の促進、

事業者に雇用される労働者以外の介護労働者に対する労災保険の特別加入制度や健康診断の受診の促進等により、介護労働者の福祉の増進を図ることとする。

3

関係機関の連携

計画に掲げられた施策の効果的な実施を図るために、厚生労働省、都道府県労働局、公共職業安定所、都道府県、市町村、公共職業能力開発施設、介護労働安定センター、独立行政法人雇用・能力開発機構、福祉人材センター、福祉・医療関係の法人及び団体等がそれぞれの長所をいかしつつ、互いに密接な連携を図っていくものとする。